

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針の改正及び 本県からの推薦状況

(静岡県健康福祉部医療局疾病対策課)

1 概要

本県では、県民の死因第1位を占める「がん」について、県内どの地域においても標準的な専門医療を受けられるよう、国指定病院の「がん診療連携拠点病院」・「地域がん診療病院」等の整備を進めてきた(別紙1参照)。

令和4年8月1日、これら国指定病院の指定要件が規定されている「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以下「整備指針」という。)が改正され、令和5年4月1日からは、新たな整備指針の指定要件を満たす医療機関が、がん診療連携拠点病院等に指定されることとなった。

令和5年4月1日からの指定に向け、11月に本県より下記医療機関を国に指定推薦した。

2 整備指針の改正内容

別紙2を参照

3 指定推薦する医療機関

(1) 新規指定(指定類型の変更を含む)

富士医療圏に所在し、地域がん診療病院(国指定病院)に指定されている富士市立中央病院から指定類型の変更(地域がん診療病院から地域がん診療連携拠点病院)に係る推薦希望があった。また、中東遠医療圏に所在し、静岡県地域がん診療連携推進病院(県指定病院)に指定されている中東遠総合医療センターから地域がん診療連携拠点病院の新規指定に係る推薦希望があった。

現況報告調査及び現地調査により、当該病院における指定要件の充足を確認したことに加え、各医療圏の地域医療協議会にて当該病院を指定推薦することについての合意が得られたため、当該病院を県より国へ推薦を行った。

(2) 指定更新

富士市立中央病院以外の既国指定病院から指定更新の希望があった。現況報告調査にて、当該病院における指定要件の充足を確認したことに加え、各医療圏の地域医療協議会にて当該病院を指定推薦することについての合意が得られたため、当該病院を県より国へ推薦を行った。

○ 指定推薦病院一覧

<国指定病院>

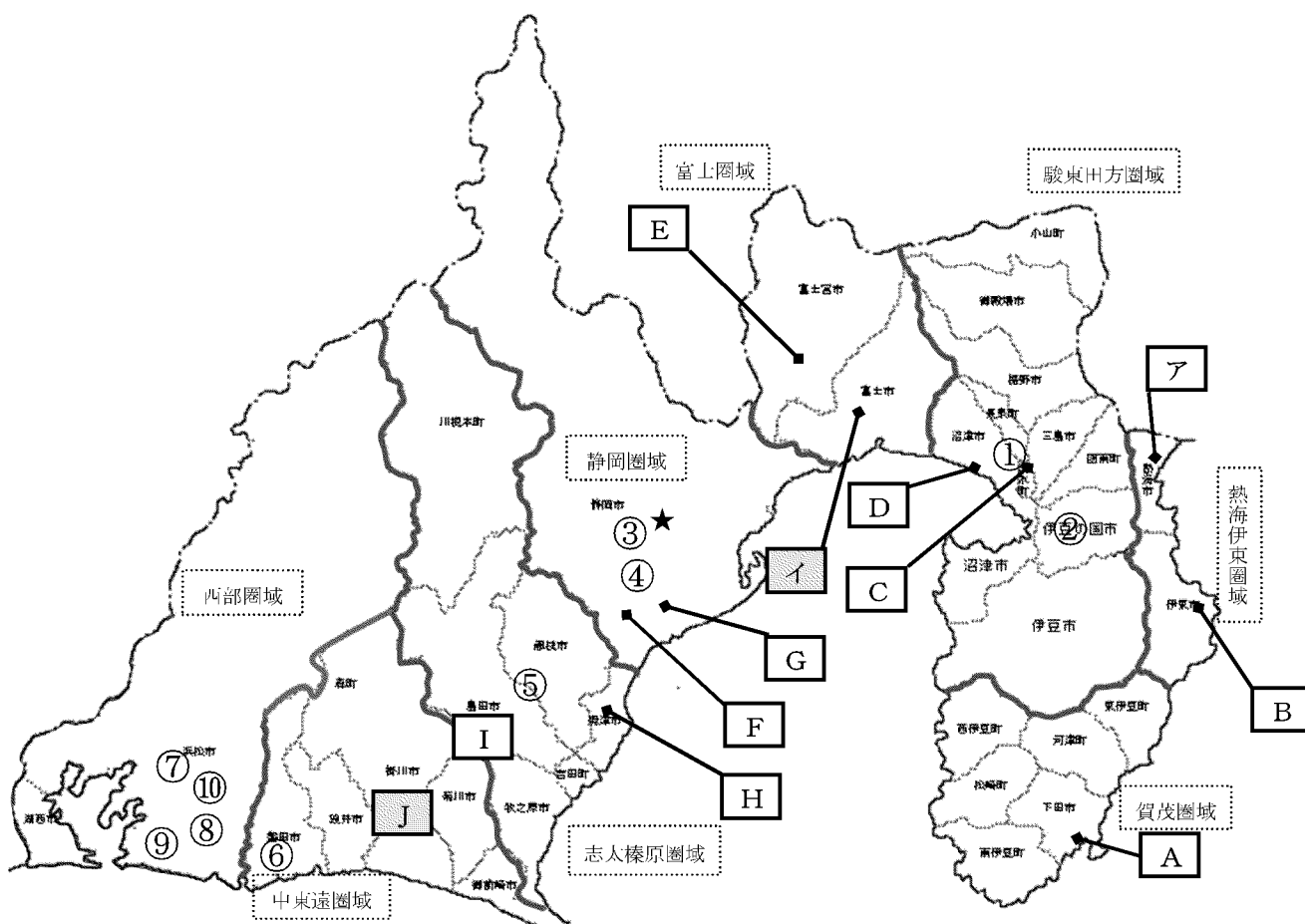
区分	病院名	現指定期間	新規・更新・指定 類型変更の別	備考
都道府県 がん診療連携 拠点病院	静岡県立 静岡がんセンター	平成31年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
地域がん 診療連携 拠点病院 (高度型)	静岡県立総合病院	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	令和5年4月1日 以降は、「地域がん 診療連携拠点病院」 として指定
	藤枝市立総合病院	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
	磐田市立総合病院	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
	浜松医科大学医学部 附属病院	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
地域がん 診療連携 拠点病院	順天堂大学医学部 附属静岡病院	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
	静岡市立静岡病院	平成31年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
	聖隷三方原病院	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
	聖隷浜松病院	平成31年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
	浜松医療センター	平成31年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
地域がん 診療病院	国際医療福祉大学 熱海病院	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	更新	
	富士市立中央病院	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	指定類型 変更	地域がん診療連携 拠点病院へ変更

<県指定病院>

区分	病院名	現指定期間	新規・更新・指定 類型変更の別	備考
静岡県 地域がん 診療連携 推進病院	中東遠総合医療セン ター	令和元年10月1日～ 令和5年3月31日	新規	地域がん診療連携 拠点病院へ新規指 定

4 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和5年1月下旬	がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会（国）
3月中旬	指定結果公表（国）
4月1日	新整備指針による指定開始



圏域名	国指定			県指定
	がん診療連携拠点病院		地域がん診療病院	静岡県地域がん診療連携推進病院 (がん相談支援センター設置病院)
	都道府県がん診療連携拠点病院	地域がん診療連携拠点病院 (高度型▲)		
賀茂				A (下田メディカルセンター)
熱海伊東			ア 国際医療福祉大学熱海病院	B (伊東市民病院)
駿東田方	① 県立静岡がんセンター G	② 順天堂大学医学部附属静岡病院		C 静岡医療センター D 沼津市立病院
富士			イ 富士市立中央病院	E 富士宮市立病院
静岡		③ 県立総合病院 ▲ g ④ 静岡市立静岡病院		F 静岡赤十字病院 G 静岡済生会総合病院
志太榛原		⑤ 藤枝市立総合病院 ▲		H 焼津市立総合病院 I 島田市立総合医療センター
中東遠		⑥ 磐田市立総合病院 ▲		J 中東遠総合医療センター
西部		⑦ 聖隷三方原病院 g ⑧ 聖隷浜松病院 ⑨ 浜松医療センター g ⑩ 浜松医科大学医学部附属病院 ▲ g		
計	1 病院 [1 圏域]	9 病院 [5 圏域]	2 病院 [2 圏域]	8 病院 [5 圏域] (2 病院 [2 圏域])
		12 病院 [7 圏域]		

G : がんゲノム医療中核拠点病院、 g : がんゲノム医療連携病院、 ★小児がん拠点病院(県立こども病院 g)

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針の改正内容

(静岡県健康福祉部医療局疾病対策課)

1 指定要件見直しの方針

- ・ 新たな要件について必要な項目の追加は行いつつも、全体として現行のものよりも簡素化
- ・ 既に多くの医療機関で十分に実施されており、要件の削除を行っても診療の質が維持される可能性の高い要件は削除
- ・ 既に多くの医療機関で十分に実施されているが、当該要件を設定することによりそれを維持する必要がある要件は、簡素化し規定

2 主な改正点

区 分	内 容
都道府県がん診療連携協議会	<p>以下の要件を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての拠点病院等にごん診療連携協議会（以下、協議会という。）の積極的な参加を求める。 ○都道府県拠点病院（当県：静岡がんセンター）には、協議会における調整や取りまとめの機能を求める。 ○協議会に、都道府県におけるがん対策を強力に推進する役割を求める。 ○協議会において、各拠点病院等の役割分担を整理・明確化し、その内容を共有するとともに、情報公開することを求める。 <p><役割分担すべき項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の限定的な医療機関のみで実施される薬物療法 ・ 緩和ケアセンター、ホスピス等の総合的な疼痛緩和 ・ 強度変調放射線療法等の高度な放射線治療 ・ 希少がん・難治がんの対応を行う体制 ・ 小児がんの長期フォローアップの体制 ・ AYA 世代のがん支援体制 ・ 妊孕性温存療法 ・ がんゲノム医療 等 <ul style="list-style-type: none"> ○感染症の蔓延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、都道府県や各がん医療圏におけるBCP（事業継続計画）について議論することを求める。
BCP（事業継続計画）	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染症の蔓延や災害等の状況におけるBCPの策定及び定期的な見直しについて、次回の指針改定において必須化することを念頭に、「望ましい」要件を追加

<p>診療機能</p>	<p>○診療体制を確保すべきがん種の追加（下線部） 大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、<u>前立腺がん</u>及び <u>肝・胆・膵</u>のがん</p> <p>※ 上記がん種の中でも、症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該施設において集学的治療を提供しない場合は、適切に医療を確実につなげる体制を構築すること</p> <p>○がん診療に携わる全ての診療従事者により、すべてのがん患者に対し、頻回に苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行うことを必須要件として新設</p> <p>○がん患者の身体的・精神的苦痛や社会問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して経時的に行うことを必須要件として新設</p>
<p>診療従事者</p>	<p>○放射線治療における、機器の精度管理等に携わる専門的な知能等を有する常勤の技術者1名の配置について、専任から専従へ変更</p> <p>○緩和ケアチームにおける、専門的な知識等を有する薬剤師及び相談支援に携わる者のそれぞれ1名以上配置について、望ましい要件から必須要件へと変更</p> <p>○がんのリハビリテーションに携わる、専門的な知識等を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の配置について、望ましい要件を新設</p>
<p>医療の質の改善の取組及び安全管理</p>	<p>○拠点病院の指定要件において、日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けることを必須要件として新設 (この要件に限り、経過措置があり、要件を満たさない場合は、令和5年4月からの2年間に限り更新される。)</p>
<p>次回の指針改正で必須化されることが念頭におかれる要件</p>	<p>○下記の「望ましい」要件については、次回の指針改正で、必須化が念頭におかれる。</p> <p><地域がん診療連携拠点病院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関としてのBCPを策定することが望ましい（再掲）。 ・放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置することが望ましい。 ・緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい。 ・外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問（必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む）することができる体制を整備することが望ましい。 (当要件については、都道府県がん診療連携拠点病院においては今回の改正で必須化) <p><都道府県がん診療連携拠点病院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん相談支援センターに国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修（1）～（3）を修了した専従の相談支援に携わる者を2人以上配置することが望ましい。

<p>地域がん 診療連携 拠点病院 (高度型)</p>	<p>○制度廃止（発展的な解消）</p> <div data-bbox="391 235 1394 649" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆見直しの論点：国検討会での指摘事項に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一医療圏に複数であっても要件を満たす場合には指定を認めるべき。 ・高度型の指定要件は定義が不明確であり、地域によって推薦の積極性に差があり、結果として地域偏在が認められる。 ・同一医療圏の中での差別化を図る目的のもと導入されたが、結果として患者に与える印象と診療機能の実態が異なる。 <p><高度型の導入当初の主な目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「望ましい」要件の充足に積極的な医療機関へのインセンティブとすること ・患者や医療従事者にとっての施設選択の目安となること </div> <div data-bbox="391 734 1394 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆方針</p> <p><望ましい要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県がん診療連携拠点病院：必須要件として求める ・地域がん診療連携拠点病院：将来的には全ての拠点病院への必須化を求める <p><がん診療連携協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県内の拠点病院等の役割分担を議論・整理 ・結果を共有・情報公開する </div>
---	---

3 指定期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間